

令和８年度第２回子ども・子育て会議 会議録

日時

令和８年８月１７日（月）午後２時から午後３時５０分まで

場所

流山市ケアセンター ４階研修室

出席委員

村上 涼委員、半田 勝久委員、増田 かおり委員、藤本 喜代美委員、吉岡 達也委員（代理出席）、郡司 美紀委員、長谷部 敬子委員、小菅 恒夫委員、若松 文委員、仁科 遥花委員、真木 彩乃委員、藪本 敦弘委員、伊ヶ崎 さおり委員、田中 由実委員、小澤 孝江委員、石田 尚美委員、加藤 美佳里委員

欠席委員

北野 美紀委員

傍聴者

なし

事務局

富安こども未来部長、遠藤こども未来部次長兼保育課長、平尾こども家庭センター所長、田村福祉政策課長、石山児童発達支援センター所長、坂本障害者支援課長、高畑指導課長、松田こども未来課長、育野こども未来課長補佐、宮田保育課長補佐、相澤保育課長補佐、鷲尾こども未来課こども政策室長、伊原こども未来課主任主査、山崎こども未来課主査、桐生指導課指導主事、大内指導課指導主事、小林こども未来課事務員、梅田こども未来課会計年度任用職員

議題

- （１）「流山市こども計画」における令和７年度事業評価について
- （２）乳児等通園支援事業所の認可及び確認について

(3) 第2回こどもの権利部会 会議報告

(4) その他

配付資料

資料1：「流山市こども計画」令和7年度事業評価について

資料2：「流山市こども計画」令和7年度事業評価（総括表）（案）

資料3：「流山市こども計画」令和7年度事業評価（案）

資料4：流山市こども計画の事業評価（令和7年度）に対する委員からの
事前質問・意見一覧

資料5：乳児等通園支援事業所の認可及び確認について

資料6：「（仮称）流山市こどもの権利条例」の制定に向けたこどもから
の意見聴取の実施概要

資料7：流山市こどもの権利に関するアンケート調査結果

資料8：流山市こどもの権利に関するヒアリング・ワークショップ実施結
果

議事録《概要》

《松田こども未来課長（事務局）》

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和8年度第2回流山市子ども・子育て会議を開会させていただきます。はじめに本日の出席をご確認させていただきます。全17委員のうち、現在15名の出席をいただいていることから、会議は成立していることをご報告申し上げます。

初めに、ご報告がございます。学童クラブを代表する委員としてこれまで下村委員に当会にご出席をいただいていたところでございますが、委員都合により山岸大和氏に交代となります。なお、本日は所用により出席がかなわず、代理として吉岡氏にご出席いただいております。よろしければ一言ご挨拶いただいてよろしいでしょうか。お願いします。

【吉岡委員（代理出席）より、あいさつ】

《松田こども未来課長（事務局）》

ありがとうございました。

それでは議事に入りますので、ここからの進行は村上会長にお願いしたい

と思います。会長よろしくお願いいたします。

《村上会長》

皆さんこんにちは。会長の村上です。

初めに議題の（１）「流山市こども計画」における令和７年度事業評価について」です。それでは事務局からご説明をお願いします。

《事務局》

資料１：「流山市こども計画」令和７年度事業評価について

資料２：「流山市こども計画」令和７年度事業評価（総括表）（案）

資料３：「流山市こども計画」令和７年度事業評価（案）

資料４：流山市こども計画の事業評価（令和７年度）に対する委員からの
事前質問・意見一覧

説明

《松田こども未来課長（事務局）》

資料４：流山市こども計画の事業評価（令和７年度）に対する委員からの事前質問・意見一覧をご覧ください。皆様に事前に資料３などの評価表をメールにて送付し、事前にいただいた質問をこちらに記載しております。事業数が多く確認も大変だったと思います。改めて、ご協力にお礼申し上げます。それでは、資料４の上から順番に担当課ごとに、質問に対する回答をさせていただきます。初めに事業番号１番のこども家庭センターからお願いします。

《平尾こども家庭センター所長（事務局）》

こども家庭センター所長の平尾です。よろしくお願いします。

皆様からいただいたもので今年度のこども家庭センターが担当する事業について、私の方からご説明させていただきたいと思います。

事業番号：１、こどもの権利保障に関する周知・啓発。資料３の１ページをご覧ください。最初の大枠の真中、母子健康手帳の交付時のご質問をいただいております。

母子健康手帳交付時、転入されてきた妊婦さんとの面談時には、こどもの権利保障に関するリーフレットを妊婦さんに配布させていただいています。本日、そのリーフレットを皆様の机に配付させていただいています。面談では、リーフレットのみをお渡しするということではなく、その他様々な資料

とともに、妊婦の皆さんに配布をしております。このリーフレットには、こどもの権利の4つの一般原則などが掲載されています。妊娠届時の面談の場面では、体調がすぐれない妊婦さんも多いため、なるべくご負担をかけないように短時間で必要な手続きの案内を行い、妊婦さんやそのパートナーの抱えている不安等への対応に努めているところです。

今年度分として配布している母子健康手帳は、実は手帳の最終ページにこどもの権利条約の4つの原則とその内容が、掲載されているものを使わせていただいているので、これまでよりもこどもの権利に関する内容が妊産婦さんの目に留まりやすくなったかなというふうには感じています。母子手帳の交付時にはそのページを示しながら出産前に記載されている内容を説明することも可能となっています。ただ一方で、次年度については同じような仕様になるかというのは、事業者も現時点では検討中ということで、未定です。

今年度は、母子健康手帳を有効活用できるかなと思っているのですが、こどもの権利の周知啓発もこども家庭センターの役割の1つであるため、ポピュレーションアプローチの機会を有効に活用して、こどもが生まれる前から保護者がこどもの権利について理解を深めていただけるよう努めていきたいと考えております。

事業番号：18、（仮称）流山市こども家庭センターの設置運営。資料3の4ページをご覧ください。

初めに成果指標について、こども家庭センターの役割としては、妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを母子保健と児童福祉それぞれの専門性を活かして、適切に把握すること、個々のニーズにこたえるために母子保健事業や家庭支援事業その他の多様なサービスや地域資源を組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てること、こども自身が自分らしく生きていける環境を整えることなどがあります。こうした役割を考えたとき、母子保健と児童福祉部門の合同ケース会議の開催件数の伸びですとか、こどもや保護者とともに作成したサポートプランの件数の伸びというのは成果指標になりうると考えます。

次に、児童虐待相談対応件数の減少というのが、今、成果目標として、こども計画に記載されていますが、この妥当性についてお答えします。こども家庭センターの設置目的には、こどもや保護者が相談しやすくなること、切れ目ない支援を行うこともあるため、こども家庭センターの設置により、児童虐待相談件数が増えることは必ずしもマイナスではないと思います。

一方で、母子保健と一体的に事業を行うことにより、ポピュレーションア

プローチの活用や児童虐待予防のための取り組みが充実し、児童虐待相談件数自体が減少することも望ましいと考えています。

こども家庭センターを開設して4ヶ月経ちますが、統括支援員の強いリーダーシップのもと、母子保健事業でキャッチした心配な家庭が速やかに児童福祉部門に連携され、多職種が連携しリスクが高くなる前に早期介入できたケースというのは複数あります。こうしたことから、これまでより家庭児童相談の件数全体が増えたとしても、児童虐待相談は減少することが最も望ましいのではないかと考えています。現時点でその妥当性について明確にお答えすることは難しいのですが、こども家庭センター設置初年度である今年度については、組織改編に伴って市民や関係機関がどこに相談したらいいかわからないという状況が起こらないよう引き続き適切に周知を行うとともに、相談件数やその内容をきちんと把握して、こども家庭センターの設置目的を果たせるよう努めて参りたいと考えております。

事業番号：26、ヤングケアラーの支援強化。資料3の5ページをご覧ください。

ご質問いただいた中で、こども家庭センターがお答えできる部分について、お答えしたいと思います。

ご質問はヤングケアラーのこどもを把握する方法についての質問です。千葉県にはヤングケアラー専用の相談窓口が設置されていますが、流山市においては、市のこども家庭センターをはじめ、学校や児童館等、こどもと日常的に接する機関がこどもの変化に気づく場合や、こどもからの相談を受け、必要に応じて専門職や機関につなぐ等の対応を行っております。県の相談窓口やこども家庭センターについては、学校等、こどもが生活する場にリーフレットを配架するなどにより周知を図っています。一方でヤングケアラーの特徴としては、こども自身が家族の手伝いは当たり前と思っているなど、自身がヤングケアラーだと気づくのはなかなか難しく気づきにくい点があります。そのため、今回ご質問いただいたご認識の通り、こどもに関わる地域の関係機関、学校、民生委員や児童委員、児童館、市役所の各部署がヤングケアラーについて正しい知識を持ち、ヤングケアラーを早期に発見することが重要だと考えています。引き続きこどもだけでなく、地域の関係機関への周知啓発やネットワークの構築に努めていきたいと考えています。

事業番号：29、産後ケア事業。資料3の7ページをご覧ください。

初めにご質問いただいた令和7年度の実績値の把握状況についてお答えします。産後ケアの利用申込者数は73人、そのうち実際に利用された方は6

7人でした。利用しなかった方は6人になります。利用申請を行ったけれど利用しなかった理由を6人の方に伺ったところ、親が来てくれるようになったとか、必要なくなったという理由だと聴き取っています。

次に、施設の空き不足による不成立件数ですが、こちらは0人となっています。令和7年度までの産後ケア事業の利用の流れとしては、事業の利用が必要だと市が判断した方について、利用したい施設や時期をこちらで聞き取りまして、市が施設に対象者の状況や利用時期等を伝えるなどで利用調整を図っていました。そのため、第1希望の施設が利用できなかった方はいらっしゃいますが、その場合は、職員が第2希望以降の施設を利用できるように調整をしておりますので、どの施設も利用できなかったという方はいらっしゃらないです。

次に、利用申し込みから利用までの日数ですが、こちらの方は把握しておりません。その理由には、妊娠中に産後ケアの利用申請をする方がいらっしゃるかどうか、市が一定の利用調整を図った後、利用者が各施設へ連絡を入れて実際の利用日を決めているという事情があります。そのため、利用申し込みから利用開始までが長期間であることが課題となっている事業ではないととらえています。

最後に利用を途中で断念された方についてです。

こちらは利用申請日数よりも実際の利用日数が短期間で終了している方の状況は把握しています。理由としては、家族等からの支援が受けられるようになったとか、育児不安が解消され利用しなかったとなっています。

次に訪問型の産後ケアの導入についてお答えします。ご質問いただいた方のご認識の通り、近隣市、野田市や柏市や松戸市で実施しているということは把握しております。流山市では育児に不安があるご家庭については、地区の担当保健師や助産師が訪問し、必要な助言等の支援を行っています。例えば、乳房ケアなどの授乳についての具体的な相談があれば、訪問可能な開業助産師の紹介などを行っています。そのため、訪問型産後ケアと類似の支援を行っていると考えています。今後も近隣市の産後ケア事業の実施状況等については把握に努めて参ります。

最後に成果指標の設定についてお答えします。令和8年度から産後ケアの対象者を拡大するよう事業内容を変更しております。変更初年度となる今年度は、利用申請者数、利用者数、利用状況の把握や、利用後のアンケート調査により、事業の利用目的が達成できたか、利用前後で子育てに対する気持ちの変化があったかなどを把握しているところです。事業拡大に当たり、利

用を必要とするすべての方が利用できるよう、一定の受け皿は整備いたしました。産後ケア事業の実施目的としては、産後のうつ発生予防や児童虐待予防であるため、利用目的の達成度や利用前後の気持ちの変化を成果指標としたいと考えており、具体的な数値については、初年度の今年度の状況を踏まえ設定して参ります。

事業番号：34、乳幼児健康診査。資料3の7ページをご覧ください。

おふたりの委員からご質問いただいていますのでそれぞれお答えします。

3歳児健康診査で眼科精密検査や耳鼻科の再検査を保護者に案内する際、市内協力医療機関への受診をご案内していますが、かかりつけ医等がある場合には保護者の希望に合わせて、その医療機関への受診を促しています。市内協力医療機関では、3歳児健康診査の精密検査や再検査について、こどもの診察ができる医療機関として実施の承諾をいただいています。各医療機関では、院内の雰囲気や検査に慣れるまで経過観察として、実施可能な検査から実施するなど、こどもの状況に応じて柔軟に診察をしていただいています。引き続きこどもが受診しやすい工夫等についてお願いをして参りたいと思います。

次に乳幼児健康診査に関するご質問にお答えします。耳鼻科の再受診率が低い理由です。耳鼻科再検査の対象となるこどもは、保護者が問診票で言葉の遅れ、発音がおかしいという項目にチェックをつけることで受診勧奨となっているケースというのが最も多い状況です。耳鼻科再検査対象となったこどもに対しては、保健師から保護者に耳鼻科受診の必要性を説明させていただき、それとともに、未受診者には3歳8ヶ月時点で受診勧奨の通知を送付し、3歳10ヶ月時点で電話での受診勧奨を実施しています。保護者に未受診の理由を確認しますと、日常生活に支障はなく受診まで必要ないと判断される方が多いと感じています。ご質問いただいた委員のご認識の通り、言葉の発達においては聴力の問題だけでなく、全体発達の確認が必要なこともあるため、耳鼻科を含め発達全体をフォローしていく必要があると認識しています。こうしたことから、令和8年度は再検査の受診率の向上を目指して、耳鼻科再検査となった方に配付しているお手紙に中耳炎や難聴に関するコラムを新たに作成し、耳鼻科受診の必要性を周知して参ります。また、市民向けにことばと耳に関する講演会を実施する予定です。

事業番号：35、母子訪問指導。資料3の8ページをご覧ください。

多胎児のご家庭については、妊娠届け時から支援を開始し、電話やメールなどで妊娠経過や体調の確認をするとともに、多胎妊婦とその家族を対象と

した両親学級ウェルカムピーナッツのご案内や市内の多胎サークルとして活動している流山ふたごの会など公民館や子育て支援拠点等で開設している多胎児を対象としたイベントをご紹介します。

併せて、妊娠期から産後ケアや子育て支援等のサービスなどを家庭の状況に合わせてご案内をしています。産後ケアについては、多胎児の家庭も単胎児の家庭と同様の自己負担額で利用していただいています。引き続き新生児訪問や、こんにちは赤ちゃん訪問にてお困り事や不安に思われていることなどを把握し、必要なサービス等を案内すると同時に産後ケアや育児支援等サービス事業の申請のお手伝いなどをして参りたいと考えております。

事業番号：67、こどものための養育費確保等支援事業。資料3の13ページをご覧ください。

本事業は、制度の周知だけを目的とするものではなく、公正証書作成費用の助成やADR利用に係る費用を助成することにより、養育費の確保を支援し、離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減し、こどもの権利と利益を保障することを目的としています。

令和7年度の事業評価をBとしたことについては、制度の周知・案内の他、制度開始初年度における公正証書作成費用の助成件数を踏まえたものとなっています。助成の実績としては、公正証書作成費用の助成が5件、ADR利用に係る費用の助成は0件でした。制度開始年度となる令和7年度の公正証書作成費用の助成件数については、流山市の年間の離婚世帯数、全国のひとり親世帯の公正証書作成率や先行自治体の助成割合を踏まえ、助成予定件数、金額を算出しておりまして、見込み通りであったためBと評価いたしました。

制度の周知については、母子父子自立支援における離婚前相談やひとり親相談、児童扶養手当の申請の機会を活用して対象者へ随時案内をしています。また、公正証書の作成や調停、ADRとそれぞれの方法について情報提供を行い相談者の状況に応じて適切な方法を選択できるよう支援することが重要と考えております。このため、令和8年度からは養育費の確保や離婚等について専門的な知識を有する弁護士相談を新たに開始しました。これにより個々の事情に応じた専門的な助言を受けることができ、必要に応じて公正証書の作成や調停ADR等の適切な手続きにつながれると考えていますので、引き続き支援体制の充実を図って参ります。今後も弁護士相談を活用しながら、養育費の確保を支援するとともに、本事業の目的であるこどもの権利・利益の保障につながる事業の実施と評価を行って参ります。

なお、ご提案いただいた成果指標についてですが、相談件数や制度の案内

件数については、ひとり親に関する相談対応の中で必要に応じてすべての相談者に案内をしております。また、本事業を活用して実際に養育費の受領を開始した件数及び継続状況については、引き続き児童扶養手当を受給する方ですとか、継続した相談ニーズのある方については、養育費の受領状況を確認しておりますが、それ以外の方については継続的な把握は難しいと考えております。一方で、本事業を活用したことにより、養育費の取り決めに至った件数については、令和7年度については公正証書の助成申請件数と同数となっているのですが、今年度からは弁護士相談実施後の養育費取り決め件数も把握できますので、成果指標として設定することが適当かどうかを検討して参りたいと思います。

こども家庭センターからは以上になります。

《松田こども未来課長（事務局）》

続きまして、こども未来課からご説明申し上げます。

事業番号：6、こども・若者の意見聴取の仕組みづくり。資料3の2ページをご覧ください。

ご質問は、流山市としての意見聴取の仕組みをいつまでに実装する予定なのか。また、不登校児、障害児、外国籍のこども、支援機関につながっていないこども等の意見をどのように拾い、寄せられた意見に対して、市がどのように回答したかを本人に返す仕組みを設ける予定かというご質問についてお答えさせていただきます。

こども・若者意見調査ということでは、ここに記載している事例研究に加え、今年度の話にはなってしまうのですが、（仮称）流山市こどもの権利条例の策定にあたって、G o o g l e フォームを使ったアンケートや、直接各施設へのヒアリングを実施しているところです。W e b フォームを使用したアンケートでは、多くの回答を得られる反面、ご質問で例示があったような声を聞かれにくいこども、特別なニーズのあるこどもの意見が十分に拾いきれない可能性があるというデメリットがございます。そのため、あわせて個別でヒアリングを実施し、詳細な意見を収集しているところです。マンパワーを要するためアンケートと比べて、収集できる意見の数はどうしても少なくなってしまうと思います。フィードバックについては、それぞれ実施する予定ではございますが、その手法も含め、こういった実践を重ねながら、今後も使える仕組みについて、考えて参りたいと思います。

ご質問の、いつまでに、という明確な時期の回答が現時点では難しいので

すが、可能な限り早めにお示しできるよう努めて参りたいと思います。

こども未来課は以上になります。

《田村福祉政策課長（事務局）》

福祉政策課長の田村と申します。

事業番号：26、ヤングケアラーの支援強化。資料3の6ページをご覧ください。

福祉政策課では主に支援課題が複雑化、複合化したケースの支援を行っておりまして、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業という事業を委託しているよりそいサポートセンターを含め、今のところその中にヤングケアラーと見られる事例はないのが現状です。ただし、要保護児童対策地域協議会に出席させていただいていることから、他の支援機関が把握、支援しているヤングケアラーと考えられるケースについては一定程度状況を把握しているという状況です。ヤングケアラーにつきましては、まず各支援機関がそれぞれの役割の中で支援することを基本とし、支援が複雑化、複合化してくるなど、必要な場合には、ケースの状況に応じて、私ども多機関共同事業等を活用していただき、福祉政策課も含めて検討していくことが必要と考えております。

学校、児童館、保育所、福祉部門からの把握件数、相談接続件数、支援開始件数を共通指標として管理する必要性については、必要性というのは十分感じるのですが、現体制ができておらず、これは今後の課題として認識しております。

以上となります。

《石山児童発達支援センター所長（事務局）》

児童発達支援センター所長の石山です。

事業番号：49、こどもの発達相談。資料3の11ページをご覧ください。

継続的な相談体制の取り組みについてお答えします。児童発達支援センターは地域の発達支援の入口として相談機能になっています。ご家族がこどもの発達に不安を感じるなど、気づきの段階にあるこどもや家庭に対し丁寧に発達支援の入口として、相談に応じています。近年、早期発見・早期支援に対する社会の意識の高まりや、保護者や保育園などが早い段階で相談につながるようになり対象者が低年齢化しています。そのため、こどもの発達状況によっては、すぐに支援につながるのではなく、家庭や園等で療育的な関わり

について助言をし、経過を追って発達状況を確認するなど、継続的な相談を行っています。引き続きこどもにとってよりよい支援について保護者や園へ提案していきたいと思っております。

次に、市の療育施設を利用せずに民間の療育施設を利用している家庭に対してのフォローについてです。国が定めている児童発達支援ガイドラインに則り、公設・民間問わず、各事業所が家族支援として、保護者の気持ちに寄り添いながら伴走した支援を行うこととなっております。そのため身近な支援者が家庭へのフォローを今は行っています。しかし、事業所だけではアセスメントが難しい場合や、専門職による見立てが再度必要になった場合は、児童発達支援センターの療育相談室において、保護者や事業者の相談に応じ専門的な助言やその他必要な援助を行っています。また、当センターは地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関となっております。市内の児童発達支援事業所における相談援助や研修会の企画などを行って、支援者側を支える取り組みも実施しております。特別な配慮が必要なお子さんに特別な場所で支援するだけでなく、地域や園などで安心して育ち暮らすことができるように、地域の支援力向上に努めて参りたいと考えております。

事業番号：73、保育所等訪問支援。資料3の15ページをご覧ください。

児童発達支援センターのところをお答えしたいと思います。

小学校における保育所と訪問の利用の実数についてです。令和7年度の小学生の利用人数は1名で支援回数は6回となっております。

次に、こどもの希望をどのように反映するかということについてです。保育所等訪問支援も含む、いろいろな福祉サービスについてですが、委員のご指摘の通り年齢が小さいほど、保護者の希望が強くなってしまいがちになっています。しかし、本来はこどもにとって最善の利益は何かと関係者で話し合って導入していくことが大切になっています。児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援については、保護者への聴き取り、こどもの発達状況、利用先の施設での適用状況を確認し、支援の方針を決定する療育支援会議において、必要と認められたこどもを対象に実施しております。また、保育所等訪問支援には利用児童への直接的に働きかける直接支援というものと、訪問先の先生や周囲の環境に働きかける間接支援という方法もあります。こどもの希望の反映は、やはり利用者本人や保護者の意見を確認し、アセスメントとモニタリングを活用しながら支援方法を見直し、こどもにとって最善の利益を最優先に支援計画書に反映しています。

保育所等訪問支援は公設・民間問わず、国が定めている保育所等訪問支援

ガイドラインに則り、利用者本人の育ちと個別のニーズをともに保障することとなっています。特別な配慮が必要なこどもの地域社会の参加・包摂を推進していくことが重要となっていることから、訪問支援が負担になることがないように児童発達支援センターが培ってきた実践や専門性を地域の事業所と共有し、地域全体の支援力を高めて参りたいと考えております。

《坂本障害者支援課長（事務局）》

障害者支援課長の坂本と申します。

事業番号：50、障害児相談支援事業。資料3の11ページをご覧ください。

望まないセルフプランの相談支援のご質問だと思います。みずからの意思でセルフプランを提出する方は、必ず同意書をいただいております。同意書のない申請のうち、何らかの事情で計画相談事業所が利用できないものを、望まないセルフプランとしてカウントをしていこうと考えております。ただ、現在のところは特段の事情がない限りは、セルフプラン同意書もあわせて提出をいただいている状況でございます。事情としましては、相談支援事業所をつけたときに、どうしても時間が少しかかってしまうので、セルフプランを出される方も多くなっています。その場合にもセルフプランを出してから相談支援の事業所を探される方もいらっしゃると思いますので、初めにセルフプランの後に相談支援事業所がつくという事例もございますので、ご案内させていただきます。

また、現在の相談支援事業所は空き状況については、不定期ですが、確認を行っております。直近では7月時点のものを把握していますが、多くはありませんが、児童、成人ともに空きがある状況だということの確認をしています。相談支援事業所によっては、空きの状況を確認しても実際に利用がないのだったら、その時本人から確認してくださいと言われることもありますので、その点一括して市の方での管理はなかなか難しい状況ではございます。

事業番号：73、保育所等訪問支援。資料3の15ページをご覧ください。

先ほど児童発達支援センターからもお答えがありましたが、実際に小学生での利用実数がどれくらいなのかについては、利用の実数までは確認してはおりませんが、流山市の障害者支援課で支給決定をしている数としては、保育所等訪問支援は全部で218名を支給決定しており、そのうちの小学生以上は121名と確認しております。また、先ほども児童発達支援センターでご案内した通り、セルフプランの場合でも、基本的には計画時に本人の意向

を確認することになっております。

事業番号：79、障害児通所支援事業の利用促進。資料3の15ページをご覧ください。

療育施設の利用を促進したいという点については、放課後等デイサービスが足りないというご意見があったかと思います。特に支援学校の在学児受け入れが数ヶ所で空きがない状況ということは聞いております。こちらの点ですが、令和7年の10月から事業所を新設する際には、市町村から意見を県に申し出ることが可能になっております。そのため、放課後等デイサービスの新設の事業の場合には、重症心身障害児や医療的ケア児特別支援学校に通学する障害児の受け入れ協力を現在はお求めているところでございます。

また、国の基準ですが、今年6月以降に新設される場合の事業所については、減算が適用になることになったことから、今後、事業所が放課後等デイサービスの事業として劇的に増加することは考えにくい状況になっております。

障害者支援からの説明は以上です。

《遠藤こども未来部次長兼保育課長（事務局）》

保育課長の遠藤です。

事業番号：70、保育所等における要配慮児の受入促進。資料3の13ページをご覧ください。

今後の課題について、ご質問いただいております。

令和6年度入所より、各保育所等に定員の概ね6パーセントの要配慮児童の受け入れ枠を設定し、保育課の心理士による事前面談や選考審査を実施しています。また、受け入れを行う保育所等に対しては、事前面談で児童の特性や、保護者の意向や気をつけて欲しいことなど、必要な情報を提供し、要配慮児童の人数に応じた委託費の加算による財政支援を行っています。これらにより、保育所が障害や発達特性を持つ要配慮児童を受け入れる土壌はできつつあると考えております。一方で、保育士は医療や療育の専門家ではないため、発達特性等を持つ児童に対する保育の知識または経験の底上げは必須と考えております。心理士による発達特性等に関する研修や、心理士がファシリテーターになっての加配保育士同士のワークショップにより、保育士のレベルアップを図っています。また、令和7年度は園から求められた場合にのみ、心理士による入所児童のフォロー訪問を行っていましたが、本年度からは原則保護者が希望すれば、新規に入所児童全員に対しプッシュ型で訪

問支援を行うこととし、心理士が児童の状況確認や保育士への助言、保護者との面談などを行っています。受け入れの量の部分については、かなりの進展があったものと考えており、今後はこれらの心理士によるフォローや研修を継続して行い、保育所でも発達特性のある児童への保育がより進むよう支援体制を充実していくことが課題と考えております。

事業番号：70の2つ目。

成果指標である個別の指導計画を作成する保育施設数が0園、そしてB評価についてです。

まず、指標の個別の指導計画については、把握方法等について整理が及ばず、実態把握に至らなかったため0園と示しております。具体的には、公立保育所は、年間指導計画・月案・週案・日案の下に、5つの保育所で共通の個別指導計画を整備しています。0歳児から5歳児までの全児童について個別計画を作成しております。一方で、いくつかの私立園に聞き取りを行いましたところ、個別の計画を作っている園もあり、またクラス単位の日案に個々の要配慮児童について記載する形式の園、また個別計画の作成に至っていない園など、園により状況が非常に様々で、どのような調査を行い、何を把握するのかの整理に至らず、数字として出せませんでした。こちらについては大変申しわけございません。一方で、保育所等における要配慮児の受け入れ促進という事業そのものについては、児童の受け入れ体制が整いつつあり、心理士によるフォローも充実していると考えています。このことから、総合的な評価としてはBとしたところであります。また、ご提案いただいております、個別支援計画の作成率、また巡回相談実施率、保護者や施設の困り感の改善などの成果指標化については、こういった情報の取得方法等について、検討をしていきたいと考えております。

事業番号：70の3つ目。

要配慮児童の受け入れ人数については、令和7年3月末時点で、523人、これは表に載っていないですが、523人であったのに対し、令和8年3月末時点で649人と1年で120人以上増加しております。各園の状況については、全園が受入れることを前提としておりまして、入所希望児童がおり、また、要配慮児童枠に空きがある場合には園が入所を拒むことは許容しておりません。結果的に在籍園が全員になっていないのは、発達特性が顕著になるのが2歳から3歳の頃の方が多く、0歳児から2歳児を対象としている小規模保育事業所などでは、在籍がない場合が多くなっております。また、園の偏りも確かにありまして、こちらについては、保護者の希望に基づくもの

です。また、年によって偏りが起こることもあります。実際にある園では令和7年度に5歳児、10人の要配慮児童がおりましたが、こちらが卒園した令和8年度当初のスタートは0人でありました。こちら8年度の途中になって、入所が進んで、また要配慮児童も入っている状況にあります。

市の支援としましては、要配慮児童を受入れるための人件費、また備品等の環境整備に活用することを目的とした受け入れ要配慮児童数に応じた委託費の加算を交付している他、保育課心理士による児童、保護者、保育士、それぞれのフォローを行っています。

事業番号：71、医療的ケア児の受入れ。資料3の14ページをご覧ください。

医療的ケア児の保育所入所につきましては、市のホームページで公立保育所への入所案内を掲載するとともに、通常の保育所の入所のしおりでもご案内しています。医療的ケア児の保護者の多くは、育児休業期間中に保育課に事前相談をいただけることが多く、相談を受けた段階で児童の状況や入所希望等について伺い、それが可能な範囲や各保育所の看護師の在籍状況等を保護者と共有するとともに、希望を確認した上で、保育課が各保育施設に打診を行うなど、支援を行っています。また、保育所入所に係る相談は直接ご連絡をいただくこともあれば、保健センターや地域支援センターなどを通して行われることもあり、医療的ケア児を支援している機関との連携の中で相談につながっているケースも多いため、今後もこうした機関と連携を密にとって参りたいと考えています。

保育課については以上になります。

《高畑指導課長（事務局）》

指導課長の高畑でございます。

事業番号：87、就学相談。資料3の16ページをご覧ください。

特別支援学校への就学手続きでは、就学相談資料として検査等の記録を県教育委員会に提出する必要があります。検査については、概ね1年以内に実施した検査であること、多角的な面から判断するために認知面と行動面の検査を組み合わせ2つ以上の検査を行うこととなっております。1年以内に他機関等で検査を実施している場合には、その検査結果を資料とするため、市教育委員会での検査を行わないという場合もあります。検査を行った場合は、結果を報告する面談の場で手続きに必要な書類に記入いただくようにして、保護者の来所の回数が少なくなるよう取り組んでおります。

事業番号：105、学校等における安全管理の促進。資料3の19ページをご覧ください。

指導課で担当している安全管理ですが、交通事故に限らず、様々な災害事故、犯罪等に対して、児童生徒の安全を確保するために、学校等への啓発活動を実施しているものです。今回、評価についてご意見をいただきましたが、市内小中学校に事故報告書の提出を求めています。こちらは様々な事故、けが等が含まれます。ここ数年で大きな減少は見られないものの、令和5年、6年、7年にかけて、年々少しずつ減少をしているという状況にあることから、評価としてはB評価としております。

交通事故だけを取り出した集計等をしているわけではないのですが、例年、児童生徒の自転車乗車中の事故が多く発生しております。そこで学校への指導だけでなく、市教育委員会から市内の小中学校に通う児童生徒の保護者に対し、メールにて直接、注意喚起等も行っている現状でございます。

以上でございます。

《松田こども未来課長（事務局）》

ありがとうございました。以上が事前質問への回答になります。

その他、各事業へのご質問ご意見、さらなる質問などございましたら、賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

《村上会長》

はい、事務局からの説明が終わりました。

流山市こども計画の事業評価について、事前質問以外でご意見やご質問のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、藪本委員お願いします。

《藪本委員》

取りまとめ、事務局は本当に大変だと思います。ありがとうございます。

1点お願いがございます。丁寧にご説明をいただいているのですが、できればデータでいただけないでしょうか。全部書ききれなくて、いくつかの質問が押さえきれないです。ご回答は、対比表の形でいただいた方が良いのではないかと思います。それはあるということよろしいですか。

《村上会長》

はい、事務局お願いします。

《松田こども未来課長（事務局）》

後日、議事録に起こすなど、わかりやすいようにまとめさせていただきます。

《藪本委員》

はい、わかりました。

《村上会長》

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

はい、小澤委員お願いします。

《小澤委員》

取りまとめありがとうございます。

年度初めに、こども未来部で他部署に対して研修をなさいました。職員向けの手引きを作りました。それが成果としてどの事業に書かれているのでしょうか。

それから、こどもの権利の視点から行う事業評価が、常に担当部署が何をしたというような表現になっています。こどもがどうだったとか、こどもの状態がどうなったとか、こどもがどう思ったということも、こどもからの視点が評価として書かれているところがあったらと感じました。こどもがどうだったというような目線で書いていけるようになると、こどもの権利がみんなに伝わっていくようになるのではないかと思います。

例えば、事業番号：13、子どもの体験学習の推進。2つ目。資料3の3ページ。

公民館と書いてあるところ、こども向けの講座を大人が作ってあげているという形のものしかなく、こどもたちが集まってきて自分たちで主体的な取り組みができるような、児童館などでこどもたち集まって夏祭りとか、今もしているところがあるかもしれないのですが、そういう活動や講座など大人が呼んできて何かさせるというものではなく、もっとこどもたちが主体的に動けるような環境づくりをどんどん進めていった方がいいのではないのかと思いました。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。
事務局からお願いします。

《鷺尾こども未来課こども政策室長（事務局）》

ご質問、ご提案ありがとうございます。

1点目の手引きについて評価いただいてありがとうございます。

事業番号：135、流山市こどもの権利部会の設置。資料3の26ページをご覧ください。

いっぱいありすぎてわかりづらくて大変恐縮なのですが、先ほど小澤委員からお話があったとおり、やはり職員向けの研修会は必要と思います。職員には、まだまだこれから周知が必要だと改めて感じました。その手引きに関しては、令和7年度の実施内容のところに入れさせていただきました。来年度以降も定期的にやりながら、こどもの権利について、周知していければと思っています。

また、こども目線の評価という話がありました。今回、初めてこういう評価の方法をやってみましたが、今回の課題として、来年度以降の評価に向けて、また改めて内部でも検討していきたいと思います。

事業番号：13、子どもの体験学習の推進の話がありましたが、どうしても大人目線からこういう取組がいいかと考え、こどもの主体性が欠けてしまっているかもしれません。そのあたりは先ほどお伝えした職員向け研修会や事業評価を通じて各部署でもこどもの主体性を尊重できるよう発信していきます。

《村上会長》

小澤委員、よろしいでしょうか。
他にいかがでしょうか。
はい、田中委員。

《田中副会長》

もう1つ質問があったのですが、資料4に書いていないと思います。

事業番号：13、子どもの体験学習の推進の3番目。資料3の3ページです。

こどもの権利の視点から行う事業評価②「こどもの最善の利益」の視点：

博物館の何かの講座で「また親子で参加の場合、躰の重要さを親が再認識することもあり、親子共に良き変化が見られました。」と書いてあって、これは、どういうことだったのかなと思い質問したのですけれど、聞かれましたか。

《松田こども未来課長（事務局）》

事務局こども未来課の松田でございます。

こちらの回答は博物館から預かっておりまして、ご紹介をします。前回のこどもの権利部会でいただいた質問で、別途ご回答させていただこうかと考えていましたが、ご紹介があったのでご回答させていただきます。

親子の参加の場合、躰の重要さを親が再認識することもあり、親子共に良い変化が見られたとのことですが、もう少し具体的にどのようなことだったかというご質問でございます。

回答でございます。茶道や煎茶教室は、単に体験するだけでなく、礼や作法を親子で学ぶ。また、再認識、気付かせることが目的であって、講座では、挨拶や相手を敬う気持ちや配慮、畳の縁を踏まない等の礼儀作法を学ぶ。親からは、これが躰の基本でもあるという会話が、聞かれたことがあることから事業評価として記載させていただいたということでございました。

《田中副会長》

何かイメージしていたものとは違いました。すいませんでした。

また、こちらのこどもの権利のリーフレットを持ってきていただきましてありがとうございます。皆さんにもどういうものが妊娠期の方に配られているか知ってもらいたいと思ひまして、これも大分読みやすくなっていると思ひました。ただ、今は配っているという状態だと思ひます。これに対して、時間の制限もある中で、何かをやるというのは難しいと思ひますが、その条例制定がもう少し先になりますけれども、できた暁には、面談などの中で、これは必ず伝えるというものができればいいと思ひています。

私は、子育て支援拠点をやっている中で、その中で何かできることがあればと思ひています。今後も考えながら意見交換させていただければと思ひます。

《村上会長》

よろしいでしょうか。他にございますか。

では、各委員からのご質問ご意見ありがとうございました。委員の皆様からの質問の内容を簡単にまとめさせていただきます。3点あったと思います。

1点目は、制度や事業を設けているだけではなく、必要な家庭に実際に届いているのかという制度へのアクセスに関する質問が多く見られたと思います。

2点目は、実施件数だけではなく、支援の質や成果というところを皆さんは質問を通して評価しようとしているのではないかと思います。必要な人にその制度や事業がつながって、どのように生活が変化したのかというところまでを求めていると思います。

3点目は、行政はどうしても事業ごとに縦割りになってしまうのですけれども、縦割りではなくて切れ目のない支援をというところが出ていたと思います。委員からの質問の内容を見ますと、たとえば発達相談については、児童発達支援センターなのか保健センターなのか。そういう意味では、事業ごとの支援ではなく、こどもや家庭を中心としての支援を考えていく必要があると思いました。

では、議題（1）については以上とします。関係課の方々はご出席ありがとうございました。

それでは、次に議題（2）「乳児等通園支援事業所の認可及び確認について」です。事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

資料5：乳児等通園支援事業所の認可及び確認について
説明

《村上会長》

事務局からの説明が終わりました。

乳児等通園支援事業所の認可及び確認について、ご意見やご質問のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

《田中副会長》

誰でも通園制度が始まっていると思います。これまでの利用率や、されてみてどうですか、ご感想をいただければと思います。もし具体的な人数とかわかれば、おおよそでもいいです。

《宮田保育課長補佐（事務局）》

ご質問ありがとうございます。

現状は、7月31日現在ですが、こども誰でも通園制度を使える認定を受けているお子様は239名おります。少し遡りますが、6月1日から30日までの利用者数は、およそ30名が利用しています。概ね認定を持っている方の1割強が実際に利用されていると認識しております。

実際に使っている施設につきましては、市内の事業所もありますが、お隣の柏の駅前に「てとて」という施設がありまして、そこを利用されている方も結構いらっしゃいます。市を跨いで使っている方も大勢いると認識しております。

認定児童数につきましては、この制度は満3歳児までが利用対象となりますので、239名の認定から今後大幅に増えることはあまりないと推測されます。この制度が一般化されますと、皆さんがどのように利用されるか、まだ、事業が始まったばかりですので慎重に見定めたいと思っております。

《村上会長》

他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、各委員からのご質問ご意見ありがとうございました。議題（2）については以上とします。

それでは、議題（3）「第2回こどもの権利部会 会議報告」についてです。事務局からご説明をお願いします。

《事務局》

資料6：「（仮称）流山市こどもの権利条例」制定に向けたこどもからの意見聴取の実施概要

資料7：流山市こどもの権利に関するアンケート調査結果

資料8：流山市こどもの権利に関するヒアリング・ワークショップ実施結果

説明

《村上会長》

ありがとうございました。以上で、事務局からの説明が終わりました。

ここで、こどもの権利部会長の半田委員からも会議の様子などをお伝えいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

《半田委員》

こどもの権利部会長を拝命しております半田です。

少し今の報告と重なる部分もありますが、条例制定に向けたこどもからの意見聴取につきまして、補足のコメントをさせていただきます。

まずは、資料6に示されていますように、これだけの規模のアンケートを流山市において実施することができたのは、とても意義があるものだったのではないかと考えております。1万人以上の回答を得ることができたのも、教育委員会、そして各学校、校長会の協力もあったということは非常に意義深いものであったと考えております。小学校4年生から高校3年生ということで、アンケートに基づく量的調査を実施するとともに、なかなか量的調査だけではピックアップすることができないヒアリング調査を10の対象施設で実施することができました。これに関しましても、なかなか個別に聴かないと明らかにできなかったことを、子ども・子育て会議の委員の協力もあり、各施設において、丁寧に聴き取りをまとめることができたのは、大きな成果であったと考えております。

そして、このアンケート調査結果を資料7、資料8にまとめていただきました。これも実のところは鷺尾室長が、この短い期間で頑張った中で、これだけのことをまとめていただくことができました。余談ではありますが、コンサルタント会社に、もし委託したならば、高額のコンサルタント料がかかったと思いますが、これを事務局が、丁寧に収集し、丁寧に読み込みながら、調査結果としてまとめ、それをどのように活用するかというところまでの視点を含めまとめていただいたのは、これからの流山市のこども施策への反映に非常に大きな意義があったのではないかと考えております。鷺尾室長には、皆さんとともに感謝の意を心から表したいと考えております。

前回のこどもの権利部会では、これらを1回で終わるのではなく、定期的に継続調査につなげていくことも、市の方から意思表示がありました。これに基づきながら定期的にアンケート項目に基づいて、どのような変化や成果があったのかを見ていくことができることになったのではないかと考えております。

そして、早速このアンケート調査結果に基づき、夏休みが始まったばかりですが、こども会議で条例に位置づける権利カタログをどのようにしていくのか、及び、条例の前文づくりをどのようにしていくのかという議論が始まっております。会議を4回実施し、9月にその成果を発表することになっております。市の方から委員の皆様にも案内がいくと思いますので、参加でき

る方はご参加いただきたく存じます。

そして、もう 1 つのポイント、大きな議題がありました。令和 7 年度のこどもの権利の視点からの事業評価についてです。これに関しましても、初めてこどもの権利の視点に基づいて評価することができました。これも先ほど小澤委員からもありましたように「こどもの意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）」を作成し、その手引きに基づき、各課へ説明を行っていただき、それに基づきながら新たな 5 つの視点からの評価検証を事務局の方にまとめていただきました。その中でかなり難しい部分もあったかと思いますが、まずはこの 5 つのこども計画にも書かれているこどもの権利の視点から事業評価を行うということを強く担当課が意識してくださり、実施してもらいました。

そうした中で、新たな気づきも多かったかと思います。それをもとに事業評価を継続してやっていく中で、こどもの権利の視点というものが深く浸透していくのではないかと考えております。そして、ピックアップした事業以外に関しても任意記載でこどもの権利の視点からの事業評価を行うことになり、本日、資料 3 にお示しいただいたように、いくつかの担当課では任意記載で項目を埋めてもらっています。こうした中でも、こどもの権利の視点がそれぞれの事業に強く意識されるようにつながっていったのではないかと振り返っております。

まずは、このような形で、行政の方から自己点検評価を行い、それをこどもの権利部会、また、子ども・子育て会議の委員の皆様からいろいろなご意見をいただき、さらには、そこから今度は新しく小澤委員からの話にもありましたように、こどもの視点からの点検評価をどのように行っていくのかという議論にもつながってきたと考えております。雑駁ではありますが、補足をさせていただきました。

《村上会長》

こどもの権利条例の制定に向けて、半田委員からご説明いただきました。ありがとうございました。

では次にヒアリングにご協力をいただいた委員がいらっしゃると思います。ご意見、ご感想等をいただければと思っております。

子育て支援拠点について、田中委員と石田委員にご協力いただいたと思いますが、ご感想等いただけますでしょうか。

《田中副会長》

子育て支援拠点でヒアリングを実施しました。

こどもの権利部会のと看と同じ話になるかもしれませんが、私たちの方の前提として、流山市で育つこどもが安心して過ごせるためのルール、条例を作ろうとしている。大人だけで作るのではなく、こどもにも意見を聴く。言葉がうまく話せない乳幼児も対象であるということです。

でも、話すことがまだできないので、保護者に代弁していただく前提で進めました。親御さんがゆったりしている、余裕があるときは、こどもも楽しそうにしている。親に余裕がないときや大人に余裕がないとき、人手が足りないときは、少しイライラしてしまうというところで、家事支援や一時預かりなどが充実すればいいということをしていました。どうしても支援に対してのニーズ調査みたいな感じになってしまうと思いました。

2歳から6歳のお子さんにもお話を聴きました。2歳、3歳は少し受け答えができますが、今やっていることを言うということで、今がすべてというのがわかりました。何が楽しいですかと聴いたら、今、遊んでいることが楽しいという感じでした。

6歳ぐらいになりますと、過去のことを思い出して言ったりすることができるということを今回改めて思いました。最初はどこに行って楽しかったとか、そういう話をしながら、そのうち、たまたま大きい地震に遭った子だったので、その時に津波が怖かったとか、地震が怖かったとか、という話をしてくれました。しかし、逆に、地震の警報が鳴ったときに楽しいという話もしていたみたいで、それは、怖い気持ちの裏返しではないかという話をしたりもしていました。あとはママが見えないときに妹が大泣きするから、うるさいと思って怒ってしまうとか、怖い先生が友達を怒っているのが嫌とか、よくこの話も引き出せたと思うぐらいですけれど、そういう話も出ました。

《村上会長》

はい、石田委員いかがでしょう。

《石田委員》

うちの子育て支援拠点でも、お母さん、お父さんに話を聴くということになりました。特に0歳、1歳が多いので、なかなかこどもに直接というわけにはいかなかったのですが、田中委員がおっしゃったように、保護者がゆったりしていることで、こどももゆったりできるとか楽しそうにしていること

につながることを、ヒアリングを聴いて感じました。

あとは、スタッフがこれをやったことで意識が高くなったということをと
ても感じています。親御さんにもヒアリングをすることで、これを改めて感
じることができたというところもあります。意見を聴くことも大事ですけれ
ども、こういうことをやるのが啓発というか、そういうことにつながると
改めて感じました。どうしてもこどもの権利を言葉では、わかってはいるけ
れどもというところがあって、実際にいろいろなことを話すことで、そうい
う啓発というか、気づきが出てくるということをととても感じています。スタ
ッフの中では、こういう機会にみんなで話し合う、ワークショップではない
のですけれど、そういうこともやってみようかという言葉が出てきたのがと
てもよかったと思いました。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

では次に、こども食堂のヒアリングです。加藤委員、お願いします。

《加藤委員》

こども食堂ではたくさんのこどもたちがいつも来ているのですが、こども
の権利について聞くと「こどもの権利って何」と思うこどもがほとんどだ
と思います。でも、安心して過ごせるようにするにはどうしたらいいか、そう
いう話をすると、こうしたいとか、ああしたい、こういうことが心配とか、
ああいうところでやさしい言葉をかけてもらおうと安心するとか、自分たちが
相談できる、親ではない大人がそばにいてくれて、何でも話せるところがあ
る自分たちの居場所みたいなものとして、こども食堂が機能していかなけれ
ばいけないということをととても感じました。

先日、こどもの権利の関連で、千葉県のこども食堂ネットワークの代表を
している高橋さんという方の研修会がありました。そこで、こどもが安心し
て楽しく過ごしていくためには、親や大人の押し付けではだめで、こどもが
どんなことをしたいのか、こどもがどんなことをやりたいのかをまず大人が
よく把握して、それを受けとめて、こどもたちと一緒に相談しながら活動
をしていかなければいけないのではないだろうかというお話をいただきました。
私たちがやりたいことだけをこども食堂でやっているのではだめで、こども
たちの意見を聴きながら、こどもと一緒に考えて活動を広げていかなければ
いけないと感じました。これからいろいろ変わっていき、こどもたちの様子

が変わっていくのではないかと期待をしております。

《村上会長》

ありがとうございます。

では次に、児童発達支援センターでのヒアリングにご協力いただきました、仁科委員お願いします。

《仁科委員》

つばさ学園の方では、対面のヒアリングがなかなかできなくて、働いている方もいて、つばさ学園で使っているアンケート機能を利用して、自由記載で同じ内容をアンケートとして書いてもらうことで、たくさんの方からご意見をいただきました。

こどもの権利条例を作っていくと聞いたときに、保護者の方からは取っつきにくいイメージがあって、なかなか最初は意見をもらえなかったのですが、柔軟な意見をもらえたらいいですというふうにして、ここに書いている内容を書いてもらいました。

一番思ったのが、障害児を育てている保護者から社会に理解して配慮して欲しいというところをヒアリングできたかなということです。

《村上会長》

はい、ありがとうございました。

では最後に、幼稚園でのヒアリングにご協力いただきました増田委員お願いします。

《増田委員》

お話をいただいたときに、こどもたちが答えられるかなというところをとっても心配していたのですが、結構いろいろなことをこどもたちが思っていると感じました。どんなときに安心するか、どんなときに怖いかなど、そういう質問を作っていたので、それに沿って聴いていきました。

感想としては、やはりこどもはこうだよなと思いました。お母さんに話すときに安心とか、友達と遊んでいるときに楽しいとか、怒られると怖いとか、やはり地震のこととかも出ていましたし、鬼が怖いとも、節分で鬼が出たりするので、それが怖いという意見も出ていました。ヒアリングをやってみてよかったと思います。

私たち自身の認識も、こどもたちはこういうことを楽しいと思っているし、こういうことが怖いと思っているし、こどもらしいなとほっとした部分もあります。こういう素直な意見を私たちが受けとめていって、これからの保育に活かし、こどもたちの心ということで考えていきたいと思いました。機会をくださってありがとうございます。

《村上会長》

ありがとうございました。

若松委員は、児童館の方で調査にご協力いただいたということです。

よろしくお願いします。

《若松委員》

児童センターからは、直接リーダーから報告をもらいました。児童センターという特色から、来たい子が来て、思いっきり遊んで帰るところなので、慣れた環境の中でこどもたちが伸び伸びと、いろいろな意見を言っている様子であったと聞きました。

ワークショップでかるたゲームをしたときに、なかなかしっくりこどもの気持ちに当てはまる札がないということを感じました。こどもが遊ぶには少々難しい内容かもしれないと思うものもありました。こども自身がこどもの権利だと気付いていないことや意識もしていないものが出るととても不思議そうな顔をしていたということが印象に残りました。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

では、その他何かヒアリングやアンケート調査等について、ご質問やご意見等がございますか。よろしいでしょうか。

はい、半田委員お願いします。

《半田委員》

はい、ありがとうございます。

このアンケート調査結果とヒアリング・ワークショップの調査結果を聴かせていただいたこどもや学校にどのようにフィードバックをしていくのか。事務局からお考えがありましたら教えてください。

《村上会長》

事務局、お願いします。

《鷺尾こども未来課こども政策室長（事務局）》

アンケートとヒアリングは、聴いておしまいになってしまうのはもったいないですし、こども達もせっかく答えてくれたわけですから、それに対して、流山市でこういうことを今考えているということを伝えていかなければいけないと思っております。条例制定に向けてアンケートやヒアリングをさせていただきましたので、まだ、具体的に時期が決まっていないのですが、例えば、来年の1月ぐらいにある程度の条例の骨子ができ上がってくると思いますので、そのタイミングでこういうようなものを入れていきたいという話をフィードバックという形で考えているところでございます。

《村上会長》

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題の（４）「その他」についてです。

事務局から説明をお願いします。

《松田こども未来課長（事務局）》

こども未来課の松田でございます。

次回の日程については決まり次第なるべく早く皆様にお知らせさせていただきたいと思っております。

《村上会長》

はい、以上で、事務局からの説明が終わりました。

各委員からご質問ご意見ありがとうございました。

議題（４）については、以上といたします。

議題は以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。

《松田こども未来課長（事務局）》

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、令和８年度第２回流山市子ども・子育て会議を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

以上